

平成 28 年 8 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 三東工業社
代表取締役社長 奥 田 克 実
(J A S D A Q ・ コード 1 7 8 8)

問い合わせ先
取締役管理本部長 矢 森 貞 行
TEL 0 7 7 - 5 5 3 - 1 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、平成 28 年 9 月 27 日開催予定の第 62 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、本年 6 月 29 日に開示いたしましたとおり、本年 9 月 27 日開催予定の第 62 回定時株主総会において承認されることを条件として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 28 条第 2 項の変更を行うものであります。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、第 6 章「会計監査人」を新設、同章の中に第 35 条（選任および任期）、第 36 条（報酬等）を新設するものであります。また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。
- ④ 上記変更に伴う、章数、条数および号数の変更等ならびに諸規定の整備、条文の修正、追加等その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更日程

定款変更の効力発生日 平成 28 年 9 月 27 日（予定）

別紙

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条～第10条 (条文省略) (召集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条～第15条 (条文省略) (議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は <u>3名以上10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会<u>において選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u> <p>第5条～第10条 (現行どおり) (召集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり) (議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会<u>の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p>

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 21 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。 ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもってこれを行う。 なお、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役および監査役</u>が記名捺印する。</p>	<p>第 21 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。 ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもってこれを行う。 なお、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印する。</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 25 条 (条文省略) (取締役の報酬) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 27 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>責任の限度額は法令に定める限度内</u>とする。</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数) 第 29 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>第 26 条 (現行どおり) (取締役の報酬) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役</u>(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額は法令が規定する額</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 32 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	
<p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議)</u></p>	
<p><u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第 38 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	(削除)

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
(新設)	<p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
(新設)	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
(新設)	<p><u>第33条 監査等委員会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
(新設)	<p><u>第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 本定款は、その適用を平成27年9月25日からとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (選任および任期)</p> <p>第35条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 (削除)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第62回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>

以 上